

## 函館市高齢者インフルエンザ予防接種事業実施要領

(趣旨)

第1条 市が実施する定期のインフルエンザの予防接種（以下「予防接種」という。）については、函館市高齢者インフルエンザ予防接種事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるところによるほか、この要領によるものとする。

(実施期間)

第2条 予防接種の実施期間は、毎年度10月1日から12月31日までとする。

(被接種者の費用負担)

第3条 要綱第7条第1項に規定する一部負担金は1,500円とする。

(一部負担金免除世帯)

第4条 要綱第7条第2項に規定する市民税非課税世帯は、当該実施年度市民税非課税世帯とする。

(一部負担金の免除)

第5条 要綱第7条第3項に規定する書面は、当該実施年度介護保険料決定通知書（介護保険料変更通知書）もしくは介護保険料特別徴収額決定通知書（介護保険料特別徴収額変更通知書）のうち第1・第2・第3段階のいずれかの表記のあるもの、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証で有効期限内のもの、または高齢者インフルエンザ予防接種自己負担免除券（以下「免除券」という。）（様式1）とする。

(免除券の申請)

第6条 免除券の交付を受けようとするときは、高齢者インフルエンザ予防接種自己負担免除券交付申請書（様式2-1）および同意書（様式2-2）により、市長に申請しなければならない。

(免除券の交付)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、免除券の交付が適当と判断した場合は、対象者に免除券を交付するものと

する。なお、対象外と判断した場合は、理由を付して審査結果（様式3）を申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。